

第 2 回定例会会議録

令和 6 年 6 月 7 日（金）

開 会 午 前 1 0 時 0 0 分

――― 日程第 1 開会宣言 ―――

○議長（荻原謙一君） これより、令和 6 年第 2 回御代田町議会定例会を開会します。

本日暑くなることが予想されますので、随時、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は 14 名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

――― 諸般の報告 ―――

○議長（荻原謙一君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀淳志君 登壇）

○議会事務局長（内堀淳志君） 書類番号 1 をお願いいたします。

報告の前に、大変申し訳ございません、1 点訂正のほうをお願いしたいと思えます。

諸般の報告の中の 3 に陳情の部分を差し入れたいと思いますので、後ほど書類のほうは訂正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

諸般の報告

令和 6 年 6 月 7 日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案 20 件、報告 2 件が提出されていきます。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり、陳情 4 件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、内堀綾子議員ほか 8 名であります。

6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の2ページから20ページまで、監査委員の例月現金出納検査報告書及び定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

21ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略いたします。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（荻原謙一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

池田るみ議会運営委員長。

（議会運営委員長 池田るみ君 登壇）

○議会運営委員長（池田るみ君） それでは、報告いたします。

5月31日午前10時より、議会運営委員会を開催し、令和6年第2回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について、審議日程等を決定いたしましたので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案20件、報告2件の計22件であります。

一般質問の通告者は9名であります。

3月定例会以後提出された陳情は4件あり、受理しました。

これにより、会期は、本日より6月17日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1、22ページをご覧ください。

令和6年第2回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

第 1 日 6 月 7 日 金曜日 午前10時 開会

諸般の報告

会期の決定

会議録署名議員の指名

					町長招集の挨拶
					議案上程、議案に対する質疑
					議案の委員会付託
第 2 日	6 月 8 日	土曜日			議案調査
第 3 日	6 月 9 日	日曜日			議案調査
第 4 日	6 月 10 日	月曜日	午前 10 時		一般質問
第 5 日	6 月 11 日	火曜日	午前 10 時		一般質問
第 6 日	6 月 12 日	水曜日	午前 10 時		常任委員会
第 7 日	6 月 13 日	木曜日	午前 10 時		常任委員会
第 8 日	6 月 14 日	金曜日	午前 10 時		全員協議会
第 9 日	6 月 15 日	土曜日			休会
第 10 日	6 月 16 日	日曜日			休会
第 11 日	6 月 17 日	月曜日	午前 10 時		委員長報告
					質疑
					討論
					採決
					閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について、報告いたします。

23 ページをお願いいたします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

6 月 12 日 水曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

6 月 13 日 木曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

町民建設経済常任委員会

6 月 12 日 水曜日 午前 10 時 大会議室

6 月 13 日 木曜日 午前 10 時 大会議室

全員協議会開催日程

6 月 14 日 金曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

以上で報告を終わります。

○議長（荻原謙一君） ただいま議会運営委員長から報告ありましたとおり、本日より

6月17日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月17日までの11日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（荻原謙一君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

1番 山本今朝和議員

2番 尾関 充紗議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（荻原謙一君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長（小園拓志君） 議員の皆様には、お忙しい中にもかかわらずご参集を賜り、令和

6年第2回御代田町議会定例会が開会できますことに心から感謝を申し上げます。

傍聴席を見ますと、信毎の記者さんも替わられていますので、初めての議会ですかね、よろしくお願いいたします。

さて、まず1点ご報告ございます。今年度に入りまして、町の重要な各種計画の策定に向けて、国の補助事業の採択、そして、策定支援事業の採択があったことをご報告申し上げます。

まず、地方公共団体実行計画については、環境省の補助事業として採択されました。こちらは、名前だけだと何を実行するのかよく分かりませんが、再生可能エネルギーの導入や地域脱炭素対策を通し、地球温暖化を防止するための計画であります。

大きく二つに分かれておりまして、役場など、公共施設の再エネ・省エネについて定める事務事業編、こちらは全ての市町村に策定義務があります。また、もう一

つが企業・団体や住民の取組を含む区域施策編でありまして、こちらは町村の場合は努力義務となっているところであります。

事務事業編は、御代田町では平成１９年度に策定され、５年間の計画でありましたが、その後、計画の期限が切れて１０年以上という月日がたってしまったわけがあります。その後、佐久地域、全１１市町村が広域連合としてカーボンゼロの取組を進める方針となり、改めて町の計画について進めることとしたものであります。この計画の策定に関して、環境省の補助が受けられるということでありましたので、申請してみたところ、無事採択をされたものであります。

補助は、区域施策編のみに対して行われるものでありまして、事業費の３分の２、実施されます。既に当初予算で８６０万円盛っておりまして、可決いただいているところでありますけれども、そのうち５７３万３,０００円が補助されることとなります。

また、事務事業編は、補助の対象外でありますけれども、区域施策編のほうで各種データがそろってまいりますので、環境衛生係の自営で策定できるように準備してまいります。

次に、デジタル実装計画については、内閣府の策定支援事業に採択されました。自治体がデジタル技術を活用し、地方の活性化や行政公的サービスの高度化・効率化を推進するデジタル田園都市国家構想交付金事業の獲得に向けて、地域課題を整理し、具体的にどのような方策を取っていくか、計画を策定してまいります。伴走型支援と呼ばれておりまして、国が主体となり実施する事業ですので、町の負担はゼロとなります。

いずれも、町民課環境衛生係、また、総務課情報防災係の努力により採択されたものであり、この過程で職員の成長にもつながったものと思います。大変喜ばしいことと考えております。

以上、報告いたします。

続きまして、降ひょう被害——ひょうが降った被害についてであります。

今週の月曜日、６月３日に発生しました伍賀地区を中心とした集中豪雨は、旧伍賀小学校跡地に設置した雨量計によりますと、午後３時半から４時までの３０分間に１８.２mmの降雨がありました。特に３時４０分から５０分の１０分間に限っては１４.５mmを記録しておりまして、短時間に猛烈な雨が降ったものであります。

また、草越地区を中心に大量の降ひょうがあり、農作物の被害は、佐久浅間農業協同組合及び農業法人の報告では、昨日6月6日時点の集計ではありますが、総被害額2,230万円、被害面積は20.9haとなっており、レタス、サニーレタスといった葉物野菜に大きな被害がありました。引き続き、全体被害額の把握に努めてまいります。

龍神の杜公園の整備工事についてであります。

令和3年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づき、龍神の杜公園の大型遊具を更新しました。最初に整備したのが平成10年でありまして、今年で26年が経過しており、劣化も進んでいたことから、およそ6,700万円をかけて整備しました。費用の半額は、国土交通省都市局所管の都市構造再編集集中支援事業補助金を活用させていただきました。

リニューアルするに当たり、今まで以上に多くの皆様から愛される施設になるよう、公募型プロポーザル方式による請負事業者の選定を行ったほか、御代田北小学校・南小学校の児童の皆様にご協力を頂き、デザインの投票をしていただきました。

リニューアルした遊具は、龍神の杜公園をメイン会場とする龍神まつりをイメージした遊び場となっております。大型遊具は、三郎と舞姫の龍神の舞を表現しております。

ほかにも、龍神太鼓や祭りで龍が追いかける玉などを遊具のデザインに取り入れております。また、一部ブランコや砂場をインクルーシブ型とし、あらゆるお子さんたちが共に楽しめる場所となっております。

遊具の近くには大型シェルターを配置し、大人も過ごしやすい環境で子どもたちを見守ることができる空間を創出しております。

本年4月26日にお披露目となる完成式を挙行し、関係各位にご参列いただいたわけではありますが、その日に、その後、雪窓保育園及びやまゆり保育園の年長さん100名ほどに遊び初めをしてもらいました。

その後、休日には、駐車場が大きく不足する事態となるほど、大勢の皆様にご利用いただいている状況であります。この人手を町内の商売に結びつけられないのはいかにももったいないようにも思いますので、その辺の工夫も今後できるといいなと考えております。

なお、本年度は雪窓公園の大型遊具の更新、また、来年度、令和7年度はやまゆ

り公園のザイルクライミング遊具の更新を計画しているところであります。

御代田町はもともと、この規模の町としては都市公園の面積が大変広いとされているところでありますけれども、今後、さらに皆様に愛される公園を目指し、大型遊具の整備後も細かい手直しもいとわずに整備を進めてまいります。また、当然ながら、国費の獲得についても、今後もしっかりと取り組んでまいる考えでございます。

続いて、信州・御代田龍神まつりについてであります。

毎年7月の最終土曜日というわけではありますが、本年は7月27日でありまして、信州・御代田龍神まつりを開催いたします。

本年の龍神まつりは、第50回という節目を迎えることから、例年の龍神の舞、鼓響による太鼓演奏に加え、龍の舞保存会OB・OGによる龍神の舞、鼓響OB・OGによる太鼓演奏などを計画しております。また、昨年に引き続き、ジャンボかるた大会、謎解きゲーム、中学生クイズ大会といった子ども向けのイベント、当町と関わりのある自治体の出店によるはるばるバザール、各区や町内事業所の皆様の参加による舞踊流しなども計画しております。

はるばるバザールでは、既に記憶の風化が進んできておりまして、私としても大変憂慮しております能登半島地震への自治体への支援コーナーも設けていく予定であります。

なお、本年は、これまでの課題、特に夜の龍神の舞の際に、円形広場に来場者が密集し、大変危険な状況になっていることを踏まえ、これまで夕方に御代田駅前で行っていた開会式及び龍神の舞を円形広場に移し、円形広場での龍神の舞を夕方と夜の2公演とします。駅前には、飲食ブースとして、キッチンカーや一般飲食店に出店いただく予定であります。これらの対応により、来場者の分散化を図り、安全性を確保したいと考えております。

また、祭りの総合司会を含めた当日の運営については、知識・経験を有する専門事業者に入っていただき、これまでなかなか行き届いてこなかった諸課題の解決にも努めてまいりたいと考えております。

町民の皆様におかれましては、ぜひ、ご家族、ご友人とご来場いただきたく、お願い申し上げます。

次に、みよたんプレミアム付商品券についてであります。

原油価格・物価高騰対応に係る経済対策として実施しているものでありまして、昨今の原油価格・物価高騰に対する町民の皆様の生活を支援するため、現在、みよたんプレミアム付商品券事業を実施しております。

今回のプレミアム率は20%でありまして、購入申込みは5月17日の締切りまでに約2万5,500冊、2万5,500冊分ありました。

商品券の利用期間は6月1日から9月30日までとしておりまして、商品券の販売は既に6月1日、2日と役場で実施したところであります。次回は、6月15日、16日、土日に同じく役場1階の町民ホールで販売会を実施する計画であります。

なお、御代田町商工会の事務所においても、6月20日までの毎週火・水・木曜日に販売されているということでもあります。

商品券の購入申込みをされ、まだ購入がお済みでない皆様は、忘れずにお買い求めいただければと思います。

さて、本日提案しました案件は、専決処分事項の報告8件、事件案2件、条例案5件、補正予算案5件、報告事項2件の計22件であります。

まず、専決処分事項の報告8件についてであります。これにつきましては、工事の変更契約について1件、条例改正が2件、補正予算が5件となっております。

まず、昨年9月定例会で議決いただいた令和5年度 国補 都市構造再編集集中事業龍神の杜公園整備工事の工事請負契約について、能登半島地震の影響により、工期の延長をしたものであります。

次の御代田町町税条例の一部改正と御代田町国民健康保険税条例の一部改正については、保険税法等の一部改正が3月30日付で公布されたため、3月31日付で専決処分したので、報告します。

続いて、補正予算のうち、令和5年度御代田町一般会計補正予算（第8号）については、375万円を増額し、歳入歳出の総額を93億3,651万円としました。

主な内容は、年度内の事業費が確定したことにより、それに合わせる形で補助交付金、町債等を補正しております。また、全体的な歳入歳出のバランスを調整するため、基金への積立て、取崩し及び会計間の繰出し・繰入れを計上いたしました。

3会計の特別会計の専決補正予算については、それぞれ事業費の確定による補正予算で、交付金や一般会計からの繰入金等を補正したものであります。

一般会計、特別会計ともに、本年3月31日付で専決処分させていただきました。

また、令和6年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第1号）は、新たに債務負担行為を計上したものであります。

水道施設の計画的な管理・更新について定めるアセットマネジメント水道計画策定業務委託について、期間は令和6年度から7年度まで、限度額を2,100万円として、4月8日付で専決処分をいたしたものであります。

続きまして、事件案の2件については、公共下水道ストックマネジメント計画に基づく御代田浄化管理センターの機械設備工事請負契約及び電気設備工事請負契約の2件となります。

汚泥脱水機及び計器コンベヤーの製造及び設置工事と汚泥脱水機及び計器コンベヤーの更新に係る受変電設備の製造及び設置工事に係る電気設備の工事であります。ともに令和7年度までの2か年で実施してまいります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、条例案の5件について申し上げます。

町民課から上程します保育料徴収条例の一部改正案は、国の無償化の対象外となっている3歳未満児の保育料のうち、多子世帯及び低所得世帯に対する軽減策を実施するものであります。

長野県は今まで、保育所等に子どもが2人以上同時入園している場合のみ、保育料の軽減支援を実施しておりましたが、本年度から子ども・子育て支援策の拡充として、同時入園要件を撤廃し、生計を一にしている家庭の第2子は半額、第3子以降は無償とする多子世帯の支援策と、低所得者世帯向けに、第1子は半額、第2子以降は無償とする支援策を3月議会で可決し、4月より施行しました。

町では、4月から保険料の20%独自軽減を開始しておりますけれども、今回の保育料軽減事業の実施により、さらに手厚い子育て支援となります。軽減措置は、保育料システムの改修等の準備を経て、9月に本格実施の予定であります。4月に遡って保育料を減免いたします。軽減策の対象となる方から既に徴収した保育料は、9月の条例施行後に4月分の保育料に遡りお返ししていく予定であります。

このほか、御代田町浅間縄文ミュージアム条例、御代田町消防団員等公務災害補償条例、御代田町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の4件の一部改正のほか、御代田町建築協定条例を制定する条例案を上程します。

次に、補正予算案の５件について申し上げます。

まず、令和６年度一般会計補正予算案（第１号）は、３億４９７万円を増額し、歳入歳出総額を９３億２２８万円とするものであります。

主な補正内容を２点挙げますと、１点目は、国が進める物価高騰対応の定額減税及び給付金事業です。定額減税に伴う個人住民税の減収に対応する地方特例交付金の増と給付金事業経費とその財源である国庫補助金の増を計上しております。

給付金事業は、国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金１億７,３５０万円により、１００％賄われる形で３事業を計画しております。

税務課住民税係での定額減税に関する給付金事業では、納税者本人と扶養親族の数から算定される減税額が定額減税を行う前の所得税額と個人住民税所得割額を上回る場合に差額を支給する給付金事業として１億４,３３８万円を、保健福祉課福祉係での新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯への給付事業として２,０５２万円を、町民課子ども係での新たに住民税非課税等となる世帯への子ども加算給付事業として８８６万円を計上いたしました。

２点目は、杉の子幼稚園附属保育園つくしんぼ分園の新設に伴い、国の補助基準額及び内示額により、国庫補助金、就学前教育・保育施設整備交付金１億２,３６１万円を見込み、町からの補助金１,０３０万円を加えて、総額１億３,３９１万円の補助金を計上するものであります。

次に、特別会計の補正予算については、国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第１号）は、マイナンバー保険証に係るシステム改修費及び国庫補助金で１７５万円の増額、介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第１号）は、人事異動に伴う人件費の増額計上です。

また、公営企業会計については、御代田小沼水道事業会計補正予算案（第２号）は、人件費と東原西軽井沢線の配水管布設工事実施設計業務委託料７９２万円の増額補正を、御代田町下水道事業会計補正予算案（第１号）は、債務負担行為の補正と人事異動に伴う人件費の増額を計上しております。

報告事項の２件につきましては、令和５年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、損益計算書、令和５年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告であります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議いただき、原案どおりのご採決を頂きますようお願い申し

上げまして、令和6年第2回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） これより議案を上程します。

―――日程第5 議案第38号 専決処分事項の報告について（令和5年度 国補 都市
構造再編集中事業 龍神の杜公園整備工事請負契約の変更―――

○議長（荻原謙一君） 日程第5 議案第38号 専決処分事項の報告についてを議題と
します。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書4ページをご覧ください。

議案第38号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和6年6月7日 提出

御代田町長 小園拓志

5ページをご覧ください。

専第2号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので専決処分させていただきました。

令和6年3月25日 専決

御代田町長 小園拓志

建設工事変更請負仮契約書でございます。

龍神の杜公園整備工事を令和6年3月25日までの工期で進めておりましたが、令和6年1月1日に発生しました能登半島地震の影響により、工事に必要な資材等の確保が困難となり、工期内に完了することができないため、令和6年4月30日まで工期を延長いたしました。

1. 工事名 令和5年度 国補 都市構造再編集中事業 龍神の杜公園整備工事

２．工事場所 龍神の杜公園

３．変更工期 令和５年９月御代田町議会議決日の翌日から令和６年３月２５日までとしておりましたが、令和６年４月３０日まで延長いたしました。

６ページ、７ページは、建設工事変更請負仮契約書の写しでございます。

以上のとおり、ご承認をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第３８号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第３８号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第６ 議案第３９号 専決処分事項の報告について（御代田町町税条例の一部を改正する条例）―――

○議長（荻原謙一君） 日程第６ 議案第３９号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山本税務課長。

（税務課長 山本喜久男君 登壇）

○税務課長（山本喜久男君） 議案書の８ページをお願いいたします。

議案第３９号 専決処分事項の報告について

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決をしたので、同第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和６年６月７日 提出

御代田町長 小園拓志

9 ページをお願いいたします。

専第3号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和6年3月31日 専決

御代田町長 小園拓志

記。御代田町町税条例の一部を改正する条例であります。

今回専決いたしました御代田町町税条例の一部を改正する条例についてですが、関連する法令が令和6年3月30日に公布されました。地方自治法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、御代田町町税条例の一部改正が必要となりました。固定資産税の当初課税や第1期納期限が4月末日であることから、時間的余裕がないため、専決処分により諸般の改正をしたものです。

10ページから20ページには改正する条文、21ページから41ページには今回改正する新旧対照表となっております。

今年度も細部にわたり数多くの改正をさせていただきましたが、改正内容につきましては5月9日の全員協議会で説明しておりますので、改正理由と主な改正点を説明させていただきます。

改正理由ですが、令和6年度の税制改正で、国からは、賃金上昇が物価高に追いついていけない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税、個人住民税の定額減税の実施や賃上げ促進税制の強化等を行うということが示されました。

これを受け、令和6年度の税制改正においては、個人住民税の定額減税の実施に加え、住宅ローン控除の拡充、固定資産税については、宅地等及び農地の負担調整措置について、現行の仕組みを継続する等の地方税法等関連法令の改正がされました。

こうした状況に迅速に対応するため、御代田町町税条例においても所要の改正を行うものであります。

改正内容ですが、本来であれば、条番号順に説明すべきですが、御代田町町税条例は、国民健康保険を除く町税の賦課及び徴収について書かれておりますので、税

目ごとに説明させていただきます。

町県民税ですが、新旧対照表の 21 ページから 31 ページに記載しております。

令和 6 年度分の個人住民税所得税割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき 1 万円を減税します。これは定額減税と呼ばれるもので、所得税からは 3 万円、住民税から 1 万円の合わせて 1 人当たり 4 万円を減税します。町では住民税について対応するため、条例を改正します。

次に、固定資産税になります。新旧対照表 31 ページから 41 ページに記載しております。

1 点目ですが、土地の評価額等に対する課税標準額の割合を均等化するため、土地に係る固定資産税の負担調整措置等を 3 年間延長します。これは、令和 6 年度の固定資産税の評価替えに伴うものです。

評価替えは 3 年に一度行われるため、地価が上昇している場合には、評価額が急に高くなることがあります。このことについて対応するため、課税標準額を調整する措置として、土地に係る負担調整措置が設けられております。この措置を令和 8 年度末までの 3 年間延長するものであります。

2 点目ですが、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について、対象設備を一部見直した上で、適用期間を 2 年間延長します。これは、再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から 3 年度分の固定資産税に限り、課税標準の軽減措置を 2 年間延長するものであります。

また、今回、新たに一定のバイオマス発電設備について、課税標準を 7 分の 6 と定める規定を新設しています。

3 点目ですが、新築住宅や耐震改修等を行った住宅に係る軽減等の適用期間を 2 年間延長します。これは、良質な住宅の建設を促進するため、新築住宅から固定資産税を 3 年間、マンション等に関しましては 5 年間、2 分の 1 に減額する措置ですが、この措置を 2 年間延長します。

以上、税目の主な改正内容となっております。

なお、施行日につきましては、国に準じて税目により必要な時期をそれぞれ定めており、一部の条例、施行日が令和 7 年 4 月 1 日、または、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日と定められたものでございます。

今回、改正するほとんどのものが令和6年4月1日施行であることから、国と同一の施行とするため、専決処分とさせていただいたものです。

以上が専決処分させていただいた御代田町町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。

説明は以上となります。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第39号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第39号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第7 議案第40号 専決処分事項の報告について（御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）―――

○議長（荻原謙一君） 日程第7 議案第40号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） それでは、議案書の42ページをご覧ください。

議案第40号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月7日 提出

御代田町長 小園拓志

43ページをご覧ください。

専第4号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和6年3月31日 専決

御代田町長 小園拓志

こちらは、御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

44ページが改め文、45、46ページが新旧対照表となっております。

内容についてご説明をいたします。

地方自治法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正点は、後期高齢者支援金分等課税額の賦課限度額の変更及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しとなっております。

課税額について規定をしている第2条第3項ただし書き中、後期高齢者支援金分等の限度額を22万円から24万円に改めています。

また、保険税の減額について規定をしている第23条第1項中、減額後の課税額について、同様にそれぞれの限度額を改めるとともに、第2号中、5割軽減の軽減判定所得の基準額を29万円から29万5,000円に改め、第3号中、2割軽減の軽減判定所得の基準額を53万5,000円から54万5,000円に改めています。

附則でございますが、第1条で施行期日を令和6年4月1日からとし、第2条で経過措置を設けております。

説明は以上となります。ご承認をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、議案第40号 専決処分事項の報告については、
原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第8 議案第41号 専決処分事項の報告について(令和5年度御代田町一般
会計補正予算(第8号))―――

○議長(荻原謙一君) 日程第8 議案第41号 専決処分事項の報告についてを議題と
します。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書の47ページをお願いいたします。

議案第41号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したの
で、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月7日 提出

御代田町長 小園拓志

48ページをお願いします。

専第5号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集す
る時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和6年3月31日 専決

御代田町長 小園拓志

記としまして、専決処分しましたのは、令和5年度御代田町一般会計補正予算
(第8号)になります。

続きまして、50ページをお願いいたします。

令和5年度御代田町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ375万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億3,651万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

次の51ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、別資料になります資料番号1のほうをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入の主なものについて説明をいたします。

款11 地方交付税は、補正額6,623万1,000円の増額補正です。普通交付税、特別交付税ともに交付決定によりそれぞれ増額をしました。

款18 寄附金は、ふるさと納税寄附金について452万1,000円を増額しました。3月31日までの収入額が確定しましたので、増額をするものです。

款19 繰入金、項1 基金繰入金は、補正額6,020万5,000円の減額で、このうち、財政調整基金繰入金4,000万円の減額については、昨年12月に物価高騰対応給付金などの事業の財源として見込みましたが、財源不足が生じなかったため減額するものです。

ふるさと創生基金繰入金は、充当した事業費が確定したため、2,020万5,000円を減額するものです。

款22 町債は、全体としては起債事業の完了により減額をしていますが、公共事業等債は、令和6年度に予定していた東原西軽沢線の橋梁詳細設計を令和5年度に前倒ししたことによりまして、2,720万円を新たに計上するものでございます。

歳入合計補正額375万4,000円の増額となっております。

続いて、2ページ、お願いします。

歳出になります。

款 2 総務費、項 1 総務管理費は 8 9 3 万 2, 0 0 0 円の増額で、こちらはふるさと納税寄附金の収入額が確定しましたので、ふるさと創生基金積立金として 2, 1 0 4 万 5, 0 0 0 円を増額するものです。

飛びまして、款 7 の商工費です。こちらは 9 4 2 万 3, 0 0 0 円の減額で、中小企業資金保証料負担金や各種補助金の額が確定したことによりまして減額するものでございます。

このほかの科目の減額につきましては、それぞれ負担金の確定や工事委託などの完了によりまして事業費が確定しましたので、それぞれ減額するものでございます。

最後の款 1 4 予備費です。こちらは 2, 0 6 6 万 1, 0 0 0 円を増額しまして、歳出合計補正額が 3 7 5 万 4, 0 0 0 円となっております。

また議案書のほうに戻っていただきまして、5 4 ページ、お願いいたします。

第 2 表 繰越明許費補正になります。

まず、追加としましては、款 2 総務費、項 1 総務管理費、こちらは庁舎維持管理経費 公用車購入事業として 3 0 2 万 3, 0 0 0 円、こちらにつきましては、半導体等自動車部品の供給不足により納期の遅れが生じたことから、翌年度へ繰り越すものです。

続いて、変更では、款 8 土木費の 6 事業を変更するものです。

増額につきましては 1 事業で、項 2 道路橋梁費の 3 段目にあります道路メンテナンス事業、橋梁修繕事業になります。こちらは、J R で実施する新幹線の橋梁点検委託料が減額になったことによりまして、こちらは繰越額のほうを増額するものです。

減額につきましては、そのほかの 5 事業になります。いずれも年度末までに工事の増額変更があったことや、それから、用地購入と補償費の契約が締結となったことから、繰越額のほうが減額となっております。

続きまして、5 5 ページをお願いいたします。

第 3 表 債務負担行為補正になります。

こちらは、追加としまして新たに債務負担行為を計上するものです。

第 6 次長期振興計画策定支援事業としまして、期間を令和 6 年度から令和 7 年度まで、限度額は 1, 6 9 3 万 8, 0 0 0 円としております。こちらは、令和 7 年度に計画を策定するに当たりまして、町の現状把握からアンケート調査、住民ワークシ

ヨップなど、それから、審議会の運営支援などにつきまして、継続的に2か年かけて実施する必要があることから、新たに債務負担行為を計上するものでございます。

56ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正になります。

こちらは、変更になっております。

一般事業、地方道路整備事業、緊急浚渫推進事業については、補助対象事業費の確定と事業の完了によりまして減額となっております。

公共事業等、こちらの起債につきましては、補正後の限度額を2億8,450万円として2,720万円を増額するものです。令和6年度に予定していた東原西軽井沢線の橋梁詳細設計、こちらを前倒ししたことにより増額しております。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更はありません。

説明については以上になります。ご承認をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第41号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせをします。

（午前10時58分）

（休 憩）

（午前11時12分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

――日程第9 議案第42号 専決処分事項の報告について（令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号））――

○議長（荻原謙一君） 日程第9 議案第42号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の72ページをご覧ください。

議案第42号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月7日 提出

御代田町長 小園拓志

73ページをご覧ください。

専第6号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和6年3月31日 専決

御代田町長 小園拓志

こちらは、令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）でございます。

75ページをご覧ください。

令和5年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,351万1,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,656万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

76 ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款4 県支出金、項1 県補助金3,442万2,000円の増額でございます。こちらは、給付費の増額補正に伴う普通交付金等の増額となっております。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金91万1,000円の減額でございます。こちらは、繰入額の確定に伴う減額となっております。

歳入合計3,351万1,000円の増額補正でございます。

77 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 総務費につきましては、財源の変更のみとなっております。

款2 保険給付費、項1 療養諸費223万4,000円の減額でございます。こちらは、一般被保険者療養給付費の確定に伴う減額となっております。

項3 出産育児一時金137万5,000円の減額でございます。こちらは、支出額の確定に伴う減額でございます。令和5年度は15件ございました。

項5 傷病手当諸費から、款4 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費までは、財源の変更のみとなっております。

項2 保健事業費149万6,000円の減額でございます。こちらは、人間ドック補助金の確定に伴う減額となっております。

款7 項1 予備費につきましては、3,861万6,000円の増額となっております。

歳出合計3,351万1,000円の増額補正でございます。

説明につきましては以上となります。ご承認をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第４２号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第４２号 専決処分事項の報告については、
原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第１０ 議案第４３号 専決処分事項の報告について（令和５年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第４号））―――

○議長（荻原謙一君） 日程第１０ 議案第４３号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の８６ページをご覧ください。

議案第４３号 専決処分事項の報告について

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和６年６月７日 提出

御代田町長 小園拓志

８７ページをご覧ください。

専第７号 専決処分書

地方自治法第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和６年３月３１日 専決

御代田町長 小園拓志

こちらは、令和５年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第４号）でございます。

８９ページをご覧ください。

令和５年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,270万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

90ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金908万2,000円の増額でございます。こちらは、介護給付費国庫負担金の確定による増額となっております。

項2 国庫補助金788万円の減額でございます。こちらは、調整交付金等の確定による減額となっております。

款5 項1 支払基金交付金288万円の減額でございます。こちらは、介護給付費交付金等の確定による減額となっております。

款6 県支出金、項1 県負担金339万円の増額でございます。こちらは、介護給付費県負担金の確定による増額となっております。

項2 県補助金43万9,000円の増額でございます。こちらは、地域支援事業交付金の確定による増額となっております。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金190万1,000円の減額でございます。こちらは、繰入額の確定に伴う減額となっております。

歳入合計25万円の増額補正でございます。

91ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 項1 総務費64万1,000円の減額でございます。こちらは、佐久広域連合介護認定審査会負担金の確定による減額となっております。

款2 項1 保険給付費949万4,000円の減額でございます。こちらは、介護給付費の確定による減額となっております。

款3 地域支援事業費、項1 包括的支援事業・任意事業費から項3 一般介護予防事業までは、財源の変更のみとなっております。

款6 項1 予備費につきましては、1,038万5,000円の増額となっております。

す。

歳出合計 25 万円の増額補正でございます。

説明につきましては以上となります。ご承認をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 43 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第 43 号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第 11 議案第 44 号 専決処分事項の報告について（令和 5 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号））―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 11 議案第 44 号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書 102 ページをご覧ください。

議案第 44 号 専決処分事項の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

令和 6 年 6 月 7 日 提出

御代田町長 小園拓志

103 ページをご覧ください。

専第8号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分させていただきました。

令和6年3月31日 専決

御代田町長 小園拓志

令和5年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

105ページをご覧ください。

令和5年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ358万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ541万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

続いて、106ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入です。

款2繰越金、項1繰越金、補正額15万円の増額は、前年度からの繰越額の確定によるものでございます。

款3諸収入、項1貸付金元利収入、補正額343万円の増額は、1名の債務者が宅地取得資金及び住宅新築資金の貸付金を一括納付し、完納したことによる増額でございます。

したがって、歳入合計は358万円を増額し、総額541万4,000円となります。

107ページをご覧ください。

歳出です。

款1土木費、項1住宅費、補正額358万円の増額は、繰越金の確定及び貸付金の納付により、一般会計への繰出金を増額したものでございます。

したがいまして、歳出合計は３５８万円を増額し、総額５４１万４，０００円となります。

以上のとおり、ご承認をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第４４号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第４４号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第１２ 議案第４５号 専決処分事項の報告について（令和６年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第１号））―――

○議長（荻原謙一君） 日程第１２ 議案第４５号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書１１２ページをご覧ください。

議案第４５号 専決処分事項の報告について

地方公営企業法第２４条及び地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めます。

令和６年６月７日 提出

御代田町長 小園拓志

１１３ページをご覧ください。

専第9号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので専決処分させていただきました。

令和6年4月8日 専決

御代田町長 小園拓志

令和6年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分でございます。

115ページ、ご覧ください。

こちら、今年度当初予算で計上しました令和6年度町単御代田町営水道事業基本計画、アセットマネジメント計画の策定業務委託でございますけれども、今後の中長期的視点で御代田小沼水道事業の事業経営の健全化と持続可能な事業計画の策定を目的とした業務内容でございます。

この計画策定に係る調査・検討に時間を要することから、令和6年度から令和7年度の2か年契約により実施するため、債務負担行為をすることができる限度額等について専決処分させていただいたところでございます。

それでは、115ページをお願いいたします。

令和6年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和6年度御代田小沼水道事業会計予算第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為とすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定める。

事項は、アセットマネジメント水道計画策定業務委託でございます。期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は2,100万円でございます。

116ページをご覧ください。

債務負担行為に関する調書です。

この中で、当該業務委託の債務負担行為限度額の財源、一番右側になりますが、全て一般財源でございます。

以上のとおり、ご承認をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第４５号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第４５号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第１３ 議案第４６号 令和６年度 国補 社会資本整備総合交付金事業

ストックマネジメント計画に基づく処理場機械設備（その２）

工事請負契約について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第１３ 議案第４６号 令和６年度 国補 社会資本整備総合交付金事業 スtockマネジメント計画に基づく処理場機械設備（その２）工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書１１７ページをお願いいたします。

議案第４６号 令和６年度 国補 社会資本整備総合交付金事業 スtockマネジメント計画に基づく処理場機械設備（その２）工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、指名競争入札に付した令和６年度 国補 社会資本整備総合交付金事業 スtockマネジメント計画に基づく処理場機械設備（その２）工事請負契約について、下記により請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。

記としまして

- １．契約の目的 令和６年度 国補 社会資本整備総合交付金事業 ストックマネジメント計画に基づく処理場機械設備（その２）工事請負契約
- ２．契約の方法 指名競争入札による方法
- ３．契約の金額 １億６，８３０万円
- ４．契約の相手方 東京都千代田区鍛冶町一丁目８番５号

株式会社柿本商会東京支店支店長 柿本淳成氏です。

令和６年６月７日 提出

御代田町長 小園拓志

次の１１８ページは、仮契約書になっております。

本契約につきましては、５月２２日に合計１０社による指名競争入札を執行し、その結果、東京都千代田区の株式会社柿本商会東京支店と５月２７日付で仮契約を締結しております。

工期については、議会議決日の翌日から令和８年２月２７日までです。

こちらの落札予定額に対する落札率につきましては９８．４％となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第４６号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第４６号 令和６年度 国補 社会資本整備総合交付金事業 ストックマネジメント計画に基づく処理場機械設備（その２）工事請負契約については、原案のとおり決しました。

――日程第 14 議案第 47 号 令和 6 年度 国補 社会資本整備総合交付金事業

ストックマネジメント計画に基づく処理場電気設備（その 2）

工事請負契約について――

○議長（荻原謙一君） 日程第 14 議案第 47 号 令和 6 年度 国補 社会資本整備総合交付金事業 ストックマネジメント計画に基づく処理場電気設備（その 2）工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の 120 ページをご覧ください。

議案第 47 号 令和 6 年度 国補 社会資本整備総合交付金事業 ストックマネジメント計画に基づく処理場電気設備（その 2）工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した令和 6 年度 国補 社会資本整備総合交付金事業 ストックマネジメント計画に基づく処理場電気設備（その 2）工事請負契約について、下記により請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

記としまして

1 契約の目的 令和 6 年度 繰越明許 国補 社会資本整備総合交付金事業
ストックマネジメント計画に基づく処理場電気設備（その 2）
工事請負契約

2 契約の方法 指名競争入札による方法

3 契約の金額 3 億 7,730 万円

4 契約の相手方 東京都港区芝大門一丁目 1 番 30 号
シンフォニアテクノロジー株式会社

社会インフラシステム営業部部長 齋藤 真氏です。

令和 6 年 6 月 7 日 提出

御代田町長 小園拓志

次の 121 ページにつきましては、仮契約書になります。

本契約につきましては、５月２２日に合計６社による指名競争入札を執行し、その結果、東京都港区のシンフォニアテクノロジー株式会社社会インフラシステム営業部と５月２７日付で仮契約を締結しております。

工期については、議会議決日の翌日から令和８年２月２７日までです。

落札予定額に対する落札率は９８．８２％となっております。

説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第４７号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第４７号 令和６年度 国補 社会資本整備総合交付金事業 スtockマネジメント計画に基づく処理場電気設備（その２）工事請負契約については、原案のとおり決しました。

―――日程第１５ 議案第４８号 御代田町浅間縄文ミュージアム条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第１５ 議案第４８号 御代田町浅間縄文ミュージアム条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） 議案書１２３ページをご覧ください。

議案第４８号 御代田町浅間縄文ミュージアム条例の一部を改正する条例案について

御代田町浅間縄文ミュージアム条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和6年6月7日 提出

御代田町長 小園拓志

改正の主な理由ですが、令和5年4月施行の博物館法の一部改正により、博物館協議会設置の根拠となる条文が繰り下げられたことに伴う改正となります。

次の124ページ、改め文をご覧ください。

博物館協議会の設置について規定している第5条第1項において、根拠となる「法第20条」を「法第23条」に改めるものです。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

125ページは新旧対照表ですので、ご確認ください。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第16 議案第49号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第16 議案第49号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） 議案書126ページをご覧ください。

議案第49号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和6年6月7日 提出

御代田町長 小園拓志

まず、改正理由でございます。

本条例は、御代田町消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償の額や内容等を定めており、具体的な内容については、一般職の職員の給与に関する法律に規定される俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に政令が定められ、それを基に本条例で規定されております。

令和５年１１月に給与法の一部が改正され、俸給月額が改正されたことから、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について改正がなされました。

上位法令が改正されたことに伴いまして、本条例の一部について所要の改正を行うものであります。

１２７ページに改め文、記載してございます。

第５条の第２項第２号中の金額を改め、それに付随します別表の中の各階級、年数に応じた金額を改めるものでございます。

附則としまして、１として施行期日、２に経過措置を記載してございます。

１２９ページ、１３０ページに新旧対照表がありますので、ご覧を頂きたいと思っております。

以上、審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第１７ 議案第５０号 御代田町保育料徴収条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第１７ 議案第５０号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） 議案書１３１ページをご覧ください。

議案第 5 0 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について

御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和 6 年 6 月 7 日 提出

御代田町長 小園 拓志

1 3 2 ページの改正案をご覧ください。

本条例案は、町長の招集挨拶でも触れましたとおり、長野県の子育て支援策を受けた多子世帯及び低所得世帯の保育料軽減を実施するための御代田町保育料徴収条例の一部改正でございます。

改正内容は、多子世帯の第 3 子以降の保育料は要件なしに完全無償化、第 2 子の保育料は半額及び低所得世帯の第 2 子以降は無償化、第 1 子の保育料は半額とするものです。

当町では、本年度 4 月より保育料 2 0 % 軽減策を施行しておりますので、さらに手厚い子育て支援となります。

議案書 1 3 4、1 3 5 ページは、新旧対照表です。

附則 この条例は、令和 6 年 9 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月分の保育料から適用する。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 1 8 議案第 5 1 号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 1 8 議案第 5 1 号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） 議案書 1 3 6 ページをご覧ください。

議案第 5 1 号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案について

御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和 6 年 6 月 7 日 提出

御代田町長 小園 拓志

1 3 7 ページの改正案をご覧ください。

本条例案は、条例の根拠となっている国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準の一部改正が行われたことを受け、当町の本条例についても、基準に準じ
た改正を行うものです。

令和 6 年 3 月 1 3 日に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保
育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布、令和 6 年
4 月 1 日より施行されたことを受けたもので、改正内容は、職員配置基準が、3 歳
児は児童「2 0 名」に対し保育士 1 名から「1 5 名」に対し 1 名に、4・5 歳児は
児童「3 0 名」に対し保育士 1 名から「2 5 名」に対し 1 名に改正するものです。

なお、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないと、経過措置を設
けています。

当町の公立保育園につきましては、複数担任制の導入により、この基準を満たし
ています。

議案書 1 3 8、1 3 9 ページは、新旧対照表です。

附則としまして、施行期日を、この条例は、公布の日から施行し、改正後の御代
田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和
6 年 4 月 1 日から適用する。

2 として、経過措置を設けております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第１９ 議案第５２号 御代田町建築協定条例を制定する条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第１９ 議案第５２号 御代田町建築協定条例を制定する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書１４０ページをご覧ください。

議案第５２号 御代田町建築協定条例を制定する条例案について

御代田町建築協定条例を制定する条例を、別紙のとおり提出する。

令和６年６月７日 提出

御代田町長 小園拓志

１４１ページが条例制定案になります。

本条例は、町内の大規模宅地分譲計画等において、その地域の特性に応じた良好な住環境を形成し、維持するための建築協定の締結に向けた受皿となる条例でございます。

第４条で、建築協定を締結することができる区域として、都市計画区域内の準工業地域を除く区域とし、第２条において、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、設備に関する基準について、協定を締結することができる規定となっております。

附則としまして、公布日施行としております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第２０ 議案第５３号 令和６年度御代田町一般会計補正予算案（第１号）

について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第２０ 議案第５３号 令和６年度御代田町一般会計補正予算案（第１号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書142ページ、ご覧ください。

議案第53号 令和6年度御代田町一般会計補正予算案(第1号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度御代田町一般会計補正予算案(第1号)を、別冊のとおり提出する。

令和6年6月7日 提出

御代田町長 小園拓志

144ページ、お願いいたします。

令和6年度御代田町の一般会計補正予算案(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億497万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億228万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができ、期間及び期限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

次の145ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、別の資料になります資料番号3をご覧ください。

まず初めに、歳入の主なものから説明をいたします。

款1町税、項1町民税は、補正額1億2,573万9,000円の減額で、個人住民税現年課税分になります。賃金の上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、所得税と個人住民税の定額減税を行うものです。約8,700人の減税額を見込んでおります。

款10地方特例交付金は、補正額1億2,500万円の増額です。定額減税により生じた個人住民税の減収額を補填するため、交付されるものです。

款 1 5 国庫支出金、項 2 国庫補助金は、補正額 2 億 9,127 万 4,000 円の増額です。

デジタル基盤改革支援補助金 2,672 万 6,000 円の減額は、戸籍システムの標準化について、令和 6 年度に実施予定でしたが、令和 6 年度から 7 年度にかけて実施することになった結果、令和 6 年度では支払いが発生しないため、減額するものです。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は 1 億 7,350 万円を計上しました。内訳は、3 種類の事業があり、1 つ目が定額減税し切れないと見込まれる方への給付金——こちらは調整給付とありますが、こちらに係る補助として 1 億 4,411 万 6,000 円、2 つ目が令和 5 年度から実施しています住民税非課税世帯への給付金事業、こちらが 2,051 万 8,000 円、3 つ目が住民税非課税世帯へのこども加算給付事業としまして 886 万 5,000 円をそれぞれ見込みました。

次に、就学前教育・保育施設整備交付金 1 億 2,361 万 2,000 円、こちらは新たに新設される認可保育所建設費用に係る補助率 3 分の 2 の補助金を計上しました。

款 1 6 県支出金、項 2 県補助金は、補正額 1,081 万円の増額で、このうち、乳幼児等医療費補助金 697 万 4,000 円は、県の補助対象の範囲が入院から通院に拡大されたため、増額を見込むものです。

また、担い手確保・経営強化支援事業補助金 300 万円は、新規就農者に生産・加工など実施指導を行う経営体に対する定額補助になります。

歳入合計補正額 3 億 497 万 7,000 円となっております。

2 ページのほうに行きまして、歳出の主なものについてです。

款 2 総務費、項 1 総務管理費は 5,136 万 1,000 円の減額で、戸籍システム改修委託料 2,672 万 5,000 円の減額は、戸籍システムの標準化について、歳入で申し上げましたとおり、令和 7 年度にかけて実施することになりましたので、こちらは令和 6 年度分を減額するものです。

文化芸術創造拠点形成事業負担金 2,028 万 6,000 円は、浅間国際フォトフェスティバルに対しまして、文化庁の補助金の内示が得られたため、同額を負担金として計上をしました。

項 2 徴税費は 1 億 4,628 万 5,000 円の増額で、物価高騰対応定額減税事業

としまして1億4,338万7,000円、定額減税し切れないと見込まれる方への給付金、調整給付に係る給付金が1億3,422万円、このほか、コールセンター委託料、それからシステム改修費のほうを計上してございます。

款3民生費、項1社会福祉費は2,440万8,000円の増額で、新たな住民税非課税世帯の給付金事業が2,052万円、世帯当たり10万円の給付金200世帯を見込みました。

項2児童福祉費は1億4,131万1,000円の増額で、就学前教育・保育施設整備補助金1億3,391万3,000円は、令和7年の4月に開設予定の認可保育所建設に対する補助金で、国庫補助金に町補助金1,030万1,000円を組み合わせるものであります。

また、新たな住民税非課税世帯へのこども加算給付金886万7,000円は、子ども1人当たり5万円の給付金を170人分見込んでおります。

款6農林水産業費、項1農業費のうち、生産基盤強化緊急対策事業補助金300万円は、県の補助金を充てて、新規就農者に生産・加工など実施指導を行う経営体に対する補助金になります。

項3の農地費のうち、雪窓湖遊歩道整備調査設計委託料220万円は、遊歩道整備に係る測量設計業務を実施するものです。

款8土木費、項5住宅費は666万3,000円の増額で、平和台団地宅地分譲造成工事630万円は、宅地造成工事に係る給水管の本復旧工事を行うものです。

続きまして、3ページ、款14の予備費につきましては、792万1,000円を増額しまして歳入歳出を調整しまして、補正の合計額3億497万7,000円となっております。

議案書に戻りまして、148ページ、お願いいたします。

第2表 債務負担行為になります。

こちらは、新たに債務負担行為を計上するものです。

まず、戸籍システム標準化移行対応業務としまして、期間を令和6年度から7年度まで、限度額を2,500万円としております。令和6年度に予定をしておりましたが、7年度にかけてシステム改修することになりましたので、新たに負担行為を計上するものです。

次の景観計画策定支援業務は、期間を令和6年度から7年度まで、限度額を

1,322万2,000円としております。こちらは、令和7年度に計画を策定するに当たりまして、町の基礎調査からアンケート調査、住民ワークショップ、それから計画検討の運営支援などにつきまして、継続的に2か年かけて実施する必要があることから、新たに債務負担行為を計上するものです。

説明については以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――日程第21 議案第54号 令和6年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案（第1号）について――

○議長（荻原謙一君） 日程第21 議案第54号 令和6年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 議案書の172ページをご覧ください。

議案第54号 令和6年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出する。

令和6年6月7日 提出

御代田町長 小園拓志

174ページをご覧ください。

令和6年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ175万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,854万円とする。

２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

１７５ページをご覧ください。

第１表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款３国庫支出金、項１国庫補助金１７５万４,０００円の増額でございます。こちらは、社会保障・税番号システム整備費補助金につきまして、歳出で補正しておりますマイナンバーカードと保険証の一体化対応システム改修費用が国庫補助金の対象予定であることから、増額をするものでございます。補助率１０分の１０を予定しております。

歳入合計１７５万４,０００円の増額補正でございます。

１７６ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款１総務費、項１総務管理費１７５万５,０００円の増額でございます。こちらは歳入でご説明をいたしましたが、マイナンバーカードと保険証の一体化対応システム改修に伴います委託料の増額でございます。

款７項１予備費につきましては、１,０００円の減額となっております。

歳出合計１７５万４,０００円の増額補正でございます。

説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――日程第２２ 議案第５５号 令和６年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第１号）について――

○議長（荻原謙一君） 日程第２２ 議案第５５号 令和６年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第１号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

(保健福祉課長 浅川英樹君 登壇)

○保健福祉課長(浅川英樹君) 議案書の181ページをご覧ください。

議案第55号 令和6年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第1号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を、別冊のとおり提出する。

令和6年6月7日 提出

御代田町長 小園拓志

183ページをご覧ください。

令和6年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ139万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,545万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

184ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款8繰入金、項1他会計繰入金139万6,000円の増額でございます。こちらは、歳出で補正をしております4月1日付の人事異動による地域包括支援係の person 費の増額分を一般会計から繰り入れる必要があることから、増額をするものでございます。

歳入合計139万6,000円の増額補正でございます。

185ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3地域支援事業費、項1包括的支援事業・任意事業費139万6,000円の増額でございます。こちらは歳入でもご説明いたしましたが、4月1日付の人事異動による地域包括支援係の職員の給与、手当、共済費等の person 費の増額でございます。

歳出合計 139 万 6,000 円の増額補正でございます。

説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 23 議案第 56 号 令和 6 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案

（第 2 号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 23 議案第 56 号 令和 6 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書 190 ページをご覧ください。

議案第 56 号 令和 6 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 2 号）について

地方公営企業法第 24 条及び地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第 2 号）を、別冊のとおり提出します。

令和 6 年 6 月 7 日 提出

御代田町長 小園拓志

192 ページをご覧ください。

令和 6 年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 1 条 令和 6 年度御代田小沼水道事業会計予算第 3 条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

第 51 款水道事業費用、第 1 項営業費用としまして 812 万 5,000 円の増額は、4 月の人事異動に伴い 1 名増となったため、一般職員給与、手当、法定福利費の増額をお願いするものでございます。

第２項営業外費用及び第４項予備費につきましては、増減はありません。

したがって、補正額８１２万５，０００円を増額し、総額は２億１，１４０万円となります。

続いて、資本的支出の補正でございます。

第２条 予算第４条中に定めた資本的支出の予算額を、次のとおり補正する。

第７１款資本的支出、第１項建設改良費としまして７９２万円の増額は、東原西軽井沢線配水管布設替工事実施設計業務委託費の増額をお願いするものでございます。

第２項企業債償還金及び第３項予備費につきましては、増減はありません。

したがって、補正額７９２万円を増額し、総額は２億７，８０９万８，０００円となります。

１９３ページをご覧ください。

職員給与費の補正でございます。

職員給与費補正額８１２万５，０００円につきましては、１９６ページにありますように、給与、手当、法定福利費の増額補正をお願いするものでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第２４ 議案第５７号 令和６年度御代田町下水道事業会計補正予算案

（第１号）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第２４ 議案第５７号 令和６年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第１号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） 議案書１９７ページをご覧ください。

議案第５７号 令和６年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第１号）につい

て

地方公営企業法第24条及び地方自治法218条第1項の規定により、令和6年度御代田町下水道事業会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出します。

令和6年6月7日 提出

御代田町長 小園拓志

199ページをご覧ください。

第1条 令和6年度御代田町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度御代田町下水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の予算額を、次のとおり補正する。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用としまして36万9,000円の増額は、4月の人事異動に伴う職員給与費の増額をお願いするものでございます。

続いて、（債務負担行為の補正）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり変更する。

変更です。

事項 処理場電気改築工事。

期間については、補正前と変更ありません。

限度額は、令和7年度の御代田浄化管理センター電気改築工事について、令和6年度及び令和7年度の予定工事量に変更が生じたため、令和7年度の限度額を200万円増額し、3億600万円とするものでございます。

続きまして、（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を、次のとおり補正する。

職員給与費でございます。こちらは201ページにもありますように、給料で18万9,000円の減額、手当が64万円の増額、法定福利費8万2,000円の減額をそれぞれ補正するものでございます。

したがいまして、補正額の合計が36万9,000円を増額し、総額1,571万9,000円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第４８号から議案第５７号までについては、会議規則第３９条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第２５ 報告第５号 令和５年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第２５ 報告第５号 令和５年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の２０２ページ、ご覧ください。

報告第５号 令和５年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について

令和５年度御代田町土地開発公社の事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を、令和６年５月１７日に御代田町土地開発公社理事会に提出し承認されたので、地方自治法２４３条の３第２項により、別紙のとおり報告します。

令和６年６月７日 提出

御代田町長 小園拓志

２０５ページ、お願いいたします。

令和５年度（第５２期）事業報告書になります。

２の理事会議決事項をご覧ください。

２回の理事会を開催しまして、下記４件について議決を頂きました。

３の会計についてです。

（１）財産目録、１の流動資産のうち、（１）現金及び預金につきましては
９２０万２,８５２円、こちらは、内訳としましては普通預金と定期預金になって
おります。

（２）の公有用地７,２２３万６,６４５円、こちらにつきましては旧鉄道用地と
代替用地の内訳になっております。

（３）の土地造成事業用地１億３,８７１万９,０４０円、こちらにつきましては
やまゆり工業団地となっております、資産合計で２億２,０１５万８,５３７円と
なっております。

次の２０６ページ、お願いいたします。

こちらは損益計算書となっております。

１の事業収益は２９９万７,１００円、２の事業原価は５３万４,０３３円です。
ともに旧鉄道用地の売却によるものです。内訳につきましては、事業収益が土地代
２８２万円、土地鑑定料１７万７,１００円です。

事業原価につきましては、土地取得事業原価、それから土地鑑定料、その他、振
込手数料等になっております。

続きまして、３の販売費及び一般管理費です。こちらは１７万３,０００円です。
内訳は、人件費、役員報酬が１０万２,０００円、それから、法人町県民税が７万
１,０００円となっております。

４の事業外収益は、受取利息１１４円ありました。

５の事業外費用、６の特別利益、７の特別損失はありませんでした。

事業利益２２９万６７円に事業外収益１１４円を加えた２２９万１８１円が経常
利益となっております。また、この経常利益が当期純利益となり、当期の利益とな
っております。

続きまして、２０７ページをお願いします。

貸借対照表になります。

資産の部につきましては、先ほど財産目録で説明したとおり、資産合計２億

2,015万8,537円となっております。

次の負債の部についてです。

1の流動負債はありませんでした。

2の固定負債、こちらが1億5,170万円、こちらは土地開発基金から長期借入れをしているものについてです。内訳については、代替用地とやまゆり工業団地に関する借入れとなっております。この金額がそのまま負債合計となっております。

続いて、資本の部です。

1の資本金350万円は、設立当初の町からの出資金になります。

2の準備金または欠損金は6,495万8,537円です。こちらは、前期繰入準備金と先ほど説明しました当期純利益、こちらを通算したものになります。

資本合計は、資本金合計と準備金合計の合計で6,845万8,537円となっております。

負債合計と資本合計を通算した負債資本合計が2億2,015万8,537円となりまして、資産合計と一致することをご確認ください。

続きまして、208ページになります。

キャッシュ・フロー計算書になります。

こちらの1番、事業活動によるキャッシュ・フロー、こちらにつきましては、公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入で299万7,100円は、旧鉄道用地の土地売却収入になります。人件費収入は役員報酬、その他の業務支出につきましては法人町県民税です。利息の受取額は114円。これらを通算しまして、事業活動によるキャッシュ・フローは282万4,214円となります。

2の投資活動によるキャッシュ・フロー、それから、3の財務活動によるキャッシュ・フローについてはありませんでした。

3つの活動のキャッシュ・フローの合計であります282万4,214円と令和5年度期首の残高を通算しまして、令和5年度の現金及び現金同等物の期末残高は938万502円となっております。

それ以降につきましては、決算に関する説明書、それから附属明細書、最後の217ページは監査報告書となっておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

説明は以上になります。

○議長（荻原謙一君） 以上で、報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって、令和５年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを終わります。

―――日程第２６ 報告第６号 令和５年度御代田町繰越明許費繰越計算書の

報告について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第２６ 報告第６号 令和５年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の２１８ページ、ご覧ください。

報告第６号 令和５年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について

令和５年度御代田町繰越明許費に係る繰越計算書を、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和６年６月７日 提出

御代田町長 小園拓志

次の２１９ページをお願いします。

繰越明許費につきましては、予算が成立して事業執行する上で、その年度内に事業が完了しない見込みとなった場合に予算を翌年度に繰り越して執行できるというもので、こちらに記載の事業につきましては、いずれの事業も令和５年度に完了しないことから、翌年度に繰り越したものでございます。

まず初めに、一般会計について申し上げます。

款２総務費、項１総務管理費のうち、庁舎管理経費 駐車場整備事業は、翌年度繰越額３,１７９万５,０００円です。職員駐車場整備工事につきましては、農地転用許可や建築確認申請に時間を要しまして、３月に工事契約を締結し、１１月完成予定で進めているため、繰り越したものでございます。

庁用車維持管理経費 議会車購入事業３０２万３,０００円につきましては、こ

ちらは自動車部品の供給不足によりまして納期の遅れが生じたことから繰り越したものです。

項３戸籍住民基本台帳経費 システム改修事業１，０５０万８，０００円は、戸籍に読み仮名を記載するなどに係るシステム改修について、国の標準仕様の確定が遅れたことから、年度内で完了しないため、繰り越したものです。

続いて、款３民生費では、項１社会福祉費の物価高騰対応重点支援事業、こちらと項２の児童福祉費の物価高騰対応こども加算給付金事業、こちらは令和５年度の住民税非課税世帯への給付金事業で、年度内に全ての対象者へ給付することができないため、繰り越したものでございます。

款４の衛生費、項１保健衛生費のうち、保健事業経費 システム改修事業２２万円は、本年６月改正のマイナンバー事業連携、こちらに対応するため、健康カルテシステムの改修をするものです。

次の新型コロナワクチン接種事業３０万３，０００円は、町外の医療機関からの接種委託料などの請求が翌年度にずれ込むケースがあるため、繰り越したものです。

款６の農林水産業費では、項１の農業費、農業振興一般経費 担い手確保経営強化支援事業、それから、項３の農地費の農村地域防災減災事業、どちらについても補助金の交付決定が年度末の２月と３月にありまして、事業実施が翌年度になることから繰り越したものです。

款７の商工費、物価高騰対応重点支援事業（プレミアム商品券）です。こちらにつきましては、今年の６月から９月までで事業実施するため、繰り越したものです。

款８の土木費、項２道路橋梁費のうち、道路除雪事業３６６万円は、融雪剤保管積込み倉庫を職員駐車場の開発予定地内に計画しており、事業実施が翌年度になることから繰り越したものです。

社会資本整備総合交付金事業５，２３８万６，０００円は、河原田寺沢線や三ツ谷清万線などの道路改良事業について、また、町単道路新設改良事業２，８３０万３，０００円は、塩野区内線などの道路改良事業について、それぞれ民間の開発事業や隣接する地権者との調整、用地交渉に時間を要しまして事業が遅れたため、繰り越したものです。

道路メンテナンス事業 橋梁修繕事業、こちらにつきましては、補助金の交付決定が年度末であったため、年度内までの期間が短く、事業実施が不可能なことから

繰り越したものです。

交通安全対策補助事業 道路改良事業 9,687万2,000円は谷地沢大塚線について、それから、都市再生整備計画事業 6,854万4,000円につきましては東原西軽井沢線と南浦4号線の道路事業について、これらについては、それぞれ用地買収や他の工事の現場の調整、こういったことで時間を要しまして事業が遅れたことから繰り越したものです。

220ページ、お願いします。

項4の都市計画費、都市計画総務一般経費の都市計画変更支援業務 308万6,000円は、長野県との協議に時間を要したため、繰り越したものでございます。

公園管理経費の龍神の杜公園整備事業につきましては、能登半島地震の影響で資材の供給が遅れたことから繰り越しました。

項5の住宅費、町営住宅平和台団地宅地造成事業 4,468万円は、開発許可と埋蔵文化財の発掘等に時間を要しまして遅れたことから繰り越したものです。

一般会計分は、合計19事業になりまして、翌年度繰越額が5億3,939万1,000円となります。それぞれ事業ごとの財源の内訳は、計算書のとおりでございます。

続いて、公共下水道事業特別会計分になります。

款1土木費、項1都市計画費、公共下水道建設事業経費、翌年度繰越額 5,514万円、こちらは下水道処理場の改築工事についてです。電気設備工事、それから機械設備工事について、年度内の事業完了が見込めないため、繰越しをしたものでございます。財源内訳については、記載のとおりでございます。

説明は以上になります。

○議長（荻原謙一君） 以上で、報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって、令和5年度御代田繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情――
――日程第 28 陳情第 11 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近
隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情――
――日程第 29 陳情第 12 号 マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を
求める陳情――
――日程第 30 陳情第 13 号 訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を
求める陳情――

○議長（荻原謙一君） 日程第 27 陳情第 10 号 「さらなる少人数学級推進と教員増
のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情、
日程第 28 陳情第 11 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近
隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情、日程第 29 陳情第
12 号 マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情、日程第
30 陳情第 13 号 訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を求める
陳情については、お手元に配付してあります陳情付託表のとおり、会議規則第
95 条及び第 92 条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので、審査を願
います。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 0 時 36 分